

国際芸術祭「あいち 2025」に係る宿泊・送迎・航空券手配等業務仕様書

委託内容

委託内容は、次に掲げる事項とする。

1 宿泊手配業務

- (1) 契約期間中、名古屋市及び瀬戸市において、別表 1「宿泊予定表」に定める日程のとおり、全ての宿泊者が快適に滞在できる適切な宿泊先を確保する。

ア 宿泊先の条件

- (ア) 名古屋市内の宿泊先は、愛知芸術文化センターから徒歩 10 分圏内に立地していること。
- (イ) 瀬戸市内の宿泊先は、尾張瀬戸駅から徒歩 10 分圏内に立地していること。
- (ウ) フロントは 24 時間対応とし、英語による対応が可能であること（翻訳機等による対応も含む）。
- (エ) 無料 Wi-Fi が使用可能であること。
- (オ) シングル、ツインそれぞれの室料は期間中同一料金、月毎の同一料金、又は休前日除く平日／休前日・休日別の同一料金とすること。
- (カ) 室料には朝食料金、サービス料及び税を含むこと。
- (キ) 宿泊の変更又はキャンセルについて、原則として宿泊日 3 日前まではキャンセル料等は発生しないものとするが、発生する場合の諸条件については、委託者と協議のうえ、別途定めること。
- (ク) 午前 11 時以降のアーリーチェックイン及び午後 3 時以前のレイトチェックアウトに対応すること。
- (ケ) 委託者の指定がない限り、禁煙室を手配すること。

イ 手配の条件

- (ア) アーティストや関係者（以下「アーティスト等」という。）の室料以外で発生する費用及びアーティスト等の同行者の室料並びに室料以外で発生する費用については、宿泊者本人又は第三者による精算に対応すること。
- (イ) 1 つの宿泊先で全ての宿泊者が滞在できない場合には、同じ条件で、快適に滞在できる適切な宿泊先を複数確保すること。

(2) その他

委託者の求めにより (1) 以外の宿泊先を手配する必要がある場合は、委託者と協議のうえ、別途手配をすること。その場合に発生する費用については、委託者への請求のほか、宿泊者本人又は第三者による精算にも対応すること。

2 送迎手配業務

契約期間中、アーティスト等を別表 2「送迎予定表」に定めるとおり、発着時に利用する空港、新幹線の駅等の主要駅と宿泊先間等において送迎するため、交通及び道路の

状況に十分配慮した安全かつ確実な送迎計画を提案し、送迎手段を確保する。

(1) 想定される送迎区間

- ア 発着時に利用する空港と新幹線の駅等の主要駅
- イ 発着時に利用する空港と宿泊先
- ウ 新幹線の駅等の主要駅と宿泊先
- エ 宿泊先と各会場

(2) 送迎方法

アーティスト等の人数並びに荷物の量を勘案し、最も適切な車両及び交通手段を利用すること。

- ア セダンタイプ
- イ ジャンボタクシー
- ウ マイクロバス・小型バス
- エ 公共交通機関等（改札口等までの案内人を手配）

(3) 送迎の条件

- ア 想定される送迎区間の案内において、英語による対応が可能であること（翻訳機等による対応も含む）。
- イ 航空機の到着時間等に合わせた適切な送迎計画を作成し、車両及び人員を手配すること。
- ウ 利用車両に応じた料金は期間中同一料金又は時間帯毎の同一料金とすること。
- エ 料金には、サービス料及び税を含み、公共交通機関等の料金、有料道路利用料金、駐車場代金は実費を精算する。公共交通機関等、有料道路、駐車場の利用にあたっては、合理的で経済的な経路及び施設を選択するものとする。
- オ 送迎の変更又はキャンセルについて、原則として 3 日前まではキャンセル料等は発生しないものとするが、発生する場合の諸条件については、委託者と協議のうえ、別途定めること。

3 航空券手配業務

アーティスト等を招へいするため、原則として居住地又は活動拠点の最寄りの空港と中部国際空港、県営名古屋空港、羽田空港、成田空港及び関西国際空港間の時間及び経路を勘案し、安全に配慮した合理的で経済的な航空券を手配する。

(1) 航空券の条件

- ア 委託者から指定がない限り、航空機のクラスは最下級の旅客運賃（ディスカウントエコノミー）の額とすること。
- イ 旅客運賃は航空保険特別料金、燃油特別付加運賃及び空港使用税等諸税を含むこと。
- ウ 委託者から指定がない限り、原則として変更不可の航空券とすること。ただし、委託者から別に指定があった場合はこの限りではない。その場合に発生する費用に

については、委託者への請求のほか、搭乗者本人又は第三者による精算にも対応すること。

- エ 航空機の利用日の7営業日前までに航空券（e チケット）を納品すること。
- オ 発券手数料については期間中同一料金とすること。
- カ 委託者と第三者が合同でアーティスト等を招へいし、航空券手配に関する費用を折半する場合は、第三者による精算に対応すること。
- キ アーティスト等の航空券以外で発生する費用及びアーティスト等の同行者の航空券並びに航空券以外で発生する費用については、搭乗者本人又は第三者による精算に対応すること。

(2) 航空券の料金

- ア 航空券の価格は、発券が確定したときの時価とすること。
- イ 航空券の価格は、航空会社の正規運賃を超えないものとする。

(3) 航空券手配を予定するアーティスト等の出発国・地域及び帰着国・地域は次の各号のとおり。

- ア アジア（インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、中華人民共和国）
- イ 中東（アラブ首長国連邦、レバノン）
- ウ オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）
- エ 北米（アメリカ）
- オ 中南米（アルゼンチン、グアテマラ、ペルー、メキシコ）
- カ ヨーロッパ（イギリス、オランダ、キプロス、ドイツ、フランス、ポルトガル）
- キ アフリカ（ガーナ、コンゴ民主共和国、スーダン、チュニジア、南アフリカ共和国）

4 連絡・調整業務

- (1) 委託者が受託者に、具体的な宿泊・送迎・航空券の手配を発注し、やむを得ず変更又はキャンセルの連絡を行う窓口は、一つに集約し、緊急時にアーティスト等をサポートする窓口（英語による対応も可能なものとする）も同様とする。
- (2) アーティスト等の入出国のために必要な手続（ビザ申請のための情報の提供等）に協力すること。

5 その他

別表1「宿泊予定表」及び別表2「送迎予定表」は現時点での見込みであり、変更する可能性がある。